

静岡県告示第178号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月20日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡河津町湯ヶ野字大久保3番の3から 賀茂郡河津町梨本字川合野口20番の9まで	平成30年3月20日 午前10時

=====

静岡県告示第179号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月20日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町東藤川字清水4570番の8から 榛原郡川根本町青部字北206番の2まで	平成30年3月20日 午後3時